

取引業者のみなさまへ

大阪薬科大学は、公的研究費の運営・管理を適正に行い、不正使用を防止するための環境整備に取り組んでいます。取引業者のみなさまにも、不正使用防止に向けた取り組みへのご理解、ご協力をお願いいたします。

－公的研究費の不正使用とは－

公的研究費の不正使用とは、「実体を伴わない虚偽の書類（架空取引・架空請求）を作成し、実態があったものとして大学に提出し、不正に研究費を支出させる行為」です。

【預け金】

取引業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより公的研究費を支出させ、そのお金を取引業者に管理させる行為

【書類の書換え（差換え、品替え、品転）】

取引業者に虚偽の請求書等を作成させることにより公的研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させる行為

【その他】

上記の方法以外により虚偽の書類を作成し、不正に支払いを受ける行為

－不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針－

取引業者が架空請求や預け金、品替えなど公的研究費の不正使用に関わる不正な取引に関与したと認められる場合は、その内容に応じて、一定期間取引停止等の措置を講じます。ただし、取引業者が過去の不正取引等について自己申告した場合については、情状を考慮した上で、取引停止期間の減免などを含めた軽減措置を講ずる場合があります。

－公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について－

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づき、一定の取引実績や不正リスク要因・実効性等を考慮し本学において選定した取引業者には「公的研究費の不正防止に係る誓約書」（別紙参照）の提出を要請しています。

－公的研究費の管理上の問題等に関する通報窓口－

本学教職員から架空取引や虚偽の書類作成、不正と考えられる取引の相談、要請等があった場合は、速やかに通報窓口まで連絡してください。

<法人内窓口>

学校法人大阪医科薬科大学（担当：大阪医科大学総務課長）

〒569-8686 大阪府高槻市大学町2-7

Tel：072-684-6308、Fax：072-681-3723

Mail：uof011@osaka-med.ac.jp

<外部窓口>

協和総合法律事務所（担当：豊浦伸隆弁護士）

Tel：06-6311-8800 受付時間：午前9時30分～午後6時（土日祝を除く）

Mail：hotline@osaka-med.ac.jp 受付時間：随時（返信が次営業日になる場合があります。）

※通報受付方法：電話またはEメール